

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定（南多摩交通圏、京葉交通圏、東葛交通圏、千葉交通圏、県南中央交通圏、宇都宮交通圏及び富山交通圏）に係る審議（第5回）

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定（久留米市）に係る審議（第3回）

1. 日 時

平成28年6月16日（木） 10時30分～11時20分

2. 場 所

国土交通省 2号館14階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

鷹箸有宇壽（会長）、原田尚志（会長代理）、
松田英三、河野康子、根本敏則、山田攝子

<国土交通省>

事案処理職員：運輸審議会審議室 鵜沢、川崎、木村

4. 議事概要

- 事案処理職員から答申案及び答申に付す要望事項案について説明を聴取した後、審理の結果、指定することは適当である旨答申することとした。

（注） 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。